

2 0 . 被扶養者認定基準

岡 谷 鋼 機 健 康 保 険 組 合

R. 7. 10. 01

20. 被扶養者認定基準

(目的)

第1条 この基準は、健康保険法第3条第7項の規定による被扶養者の認定について、その取扱いを公平に行うための基本原則を定めることを目的とする。

(被扶養者の範囲)

第2条 健康保険法第3条第7項に定める被扶養者の範囲は、次に掲げる者で、日本国内に住所を有するもの、又は、外国において留学をする学生、その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるものとして厚生労働省令で定める者をいう。

ただし、後期高齢者医療の被保険者等である者、その他この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者は、この限りでない。

2. 被扶養者として認定可能な親族

(1) 主として被保険者により生計を維持される次の者(法第3条7項一)

- ① 父母など直系尊属(養父母を含む)
- ② 配偶者(内縁関係を含む)
- ③ 子(養子を含む)、孫、兄弟姉妹

(2) 被保険者と同一世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持される次の者

- ① 被保険者の上記以外の3親等内の親族(法第3条7項二)
- ② 被保険者の内縁の配偶者の父母、連れ子(法第3条7項三)
- ③ 内縁の配偶者の死亡後に、引き続き同一の世帯に属しているその父母及び連れ子(法第3条7項四)

(3) 外国籍の家族の認定

① 日本国内に居住している外国籍の家族の認定

国籍にかかわらず、外国籍の方の扶養認定基準は、続柄や収入等日本人の場合と基本的に同様。ただし、下記項目を満たしていること。

- ・ 日本国内に居住し、住民登録をしていること
- ・ 在留期間が1年以上であること(短期滞在ではないこと)
- ・ 在留資格が就労又は特定活動(法定特定活動、告示特定活動、告示外特定活動)であること

② 海外に居住している外国籍の家族の認定

保険給付は、日本国内の医療を前提としている為、原則として海外居住者は被扶養者として認定しない。

(被扶養者認定の原則)

第3条 年収は暦日にて認定効力発生の日以降1年間の本人収入を、本年または前年の収入実績、雇用契約の収入条件、勤務状況証明書、源泉徴収票や所得証明書等を基に予測して算出する。

2. 主として被保険者の収入によって生計している事が前提で、60歳未満は月額108,334円未満(年収130万円未満)、60歳以上または障害年金を受給できる程度の障害を有する方は月額150,000円未満(年収180万円未満)の収入が見込まれ、かつ被保険者の年間収入の概ね1/2未満であること。ただし、令和7年10月1日以降に認定する場合、当該認定対象者(被保険者の配偶者を除く)が、19歳以上23歳未満である場合にあっては月額125,000円未満(年収150万円未満)として取り扱う。19歳から23歳未満は、その年の12月31日現在の年齢で判定する。(年齢は誕生日の前日に加算するため誕生日が1月1日の場合は12月31日に年齢を加算し判定する)

(1) 16歳未満の子と、16歳以上で18歳までの子は高校に在学するものとみなし被扶養者として認める。18歳以上の子で進学等した者は、進学等した時に在学証明の提出により在学していることを確認する。但し、就労(アルバイト含む)し、第3条第2項の収入制限を超える収入がある時は認めない。

(2) 当健保で扶養となっている配偶者、子(18歳以上)、親等の被扶養者は、扶養確認のため、前年(1月～12月)の収入の証明になる書類(親の場合は年金支払い通知書等)を提出してもらい、第3条第2項の収入制限を超える収入がある時は認めない。

(3) 身体障害者は身体障害者手帳(写し)、および収入証明となる書類を提出してもらい、第3条第2項の収入制限を超える収入がある時は認めない。

(4) 離職等により無職無収入となったことを理由として申請を受理した時は、第3条第2項(8)を考慮した上で認める。(ただし、その後就労や雇用保険給付金など第3条第2項の収入制限を超える収入があった時点で被扶養者削除を申し出ること)

(5) 被保険者本人の両親の扶養認定にあたっては、第3条第2項の収入制限は別々に判断する。但し、被保険者本人との生計維持関係よりも両親間の生計維持関係が強い場合もあるので、収入制限内の親でも認めない等、生計の維持の実態を優先的に審査する。

(6) 家族に優先扶養義務者が他にいない、また、優先扶養義務者がいても扶養能力がなく、被保険者がその家族を扶養せざるを得ない理由があること。

(7) 被保険者が二人以上いる場合および夫婦共同扶養する子の場合、被保険者の年間収入(過去の収入、現時点の収入、将来の収入等から今後1年間の収入を見込んだものとする)が多い方の被扶養者とする。ただし社会通念上、妥当性を欠くと思われるときはこの限りではない。

また、産前産後休業や育児休業を取得している場合も、収入のある方の被扶養者として申請すること。

(8) 雇用保険給付金、労災保険の給付、出産手当金、傷病手当を受給する場合は、給付額の証明となるもの(離職票の写しまたは受給資格者証の写し等)を添付して申請を受理し、それを基に年収が第3条第2項の収入制限を超える場合は認めない。さらに、60歳未満は日額3,612円(収入制限額130万円を360日で除した額)以上受給している期間を扶養削除の扱いとし、60歳以上または障害厚生年金を受給できる程度の障害を有する方は日額5,000円(収入制限180万円を360日で除した額)以上受給している期間を扶養削除の扱いとする。

(9) 認定対象者が被保険者と同一世帯に属していない場合は、認定対象者の年間収入が130万円未満であって、かつ、被保険者からの仕送り(援助)による収入よりも少ない場合には、原則として被扶養者に該当するものとする。

(10) 別居

被保険者は、その家族を経済的に主として扶養していること。申請対象者世帯の収入より多い金額かつ、申請対象者がその送金で生活できる金額を毎月定期的に被保険者が仕送りしていること。被扶養者となる人の年間収入が被保険者の送金額未満。ただし、以下の場合には別居であっても仕送り証明は不要。

(1) 単身赴任による別居

(2) 学生の子供の場合

※収入は、税・社会保険料控除前の額で、通勤費を含む。

3. 第3条第1項および第2項により被扶養者の認定を行うことが実態と著しくかけ離れ、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなる場合には、その具体的事情に照らし最も妥当と認められる認定を行うものとする。

(収入の範囲)

第4条 認定対象者の収入は以下のとおり第4条2項の一時的な収入を除く全ての恒常的収入を範囲に含める。(税・社会保険料控除前の額)

(1) 勤労による給与・賞与収入(パート、アルバイト、内職、通勤手当等の手当含む)

(2) 各種年金収入(一時金で受けたものを除く厚生年金、国民年金、企業年金、各種共済年金、恩給船員保険年金、農業者年金、石炭鉱業年金、議員年金、労働者災害補償年金、遺族年金、障害年金、厚生年金基金、適格年金、恩給、私的年金、個人年金等々すべての年金)

※生命保険契約に基づく個人年金や貯蓄型個人年金も収入に含まれます。

(3) 恩給収入(文官恩給、旧軍人恩給、旧軍人遺族恩給等)

(4) 事業収入(自家営業、商業、工業、農業、林業、漁業等に基づく所得、保険の外交・家庭教師等自由業に基づく所得等)

(5) 雇用保険給付金(失業給付、育児休業給付金等)、労災保険の給付

(6) 継続的な不動産収入(土地・家屋・駐車場等土地や建物の貸し付けによって発生する収入)

(7) 利子収入(預貯金、公社債、有価証券利子等)、配当収入(預貯金利子、株式配当金、有価証券利息、FX 取引、デイトレード等)、投資収入(株式配当金、有価証券等の譲渡収入およびこれに準ずるもの)

(8) 健康保険、労働者災害補償保険等における休業補償的給付金

(傷病手当、傷病手当付加金、延長傷病手当付加金、出産手当金、労災保険の休業補償給付等)

(9)その他の実質的に収入と認められる収入

(原稿料、執筆料、印税、講演料、講師謝金、出演料、生活保護費、生計費、養育費など被保険者以外の者からの仕送り収入、日本学術振興会特別研究員に支給される学術研究奨励金、司法修習生に貸与される修習資金、国または自治体から支給される手当金等、その他継続性ある収入)

なお、上記の収入について所得税法の適用がある場合は、控除後の金額でなく収入総額とする。

2. 一度限りの臨時の収入

出産育児一時金及び出産育児付加金、一時金で受けた各種年金、退職金、宝くじ、分離長期譲渡所得、遺産相続や贈与による収入、遺産相続等で得た株式を一度にすべて売却したことによる所得、生命保険の満期一時金などの一時的な所得は「その他収入」に含めない。

3. 出産手当金および傷病手当と傷病手当付加金及び延長傷病手当付加金

給料がもらえない場合の補填を目的とする給付であるので、「その他収入」とする。

4. 自営業者の認定

自営業者は、社会通念上経済的に自立した存在であり、事業の結果全てに責任を負い、自ら生計を維持することを選択した方なので、原則、国民健康保険へ加入する。但し、事業収入が少ないため自身の生計維持ができず、主として被保険者の収入で生計を維持されていると判断できる場合は、被扶養者として認定される場合がある。

なお、一時的な収入減で翌年以降も収入減が継続するとは判断できない場合は、認定はできない。

(1)収入の考え方

健康保険法上の収入は税法上とは異なり、その事業を行うにあたり直接的な必要経費とみられるもののみが控除可能で、確定申告書(税務署受付印のあるもので、収入・支出それぞれの費用内訳が確認できるものを添付)の総収入額から、当健保組合が定めた必要経費を差し引いた残りの収入で判断する。

(2)健保組合が認める直接的必要経費

別紙直接的必要経費申告書に定める

(3)認定できない場合

申請する家族以外にその事業に従事している者がおり、その報酬を支払っている場合。経営状態の悪化等、収入減少が一時的なものであれば扶養認定できない。

(4)認定できる場合

過去数年間の収入から、現在と将来の経営状況を判断、推定する等の調査を行う。廃業した場合は、廃業届の写しの提出にて認定する。

事業休業の場合は、直近の確定申告書等から判定した収入が基準を満たす場合は認定する。

(被保険者の届出義務)

第5条 被保険者資格を取得した時点において、健康保険法上の被扶養者資格の要件を備えている者が被扶養者の認定を受けようとするときは、被保険者は被保険者資格取得後5日以内に所定の被扶養者異動届に必要な事項を記入し、組合が指定した被扶養者認定関連資料(以下「書類」という。)を添え、事業主を経由して組合に届出しなければならない。

2. 被保険者資格取得後に被扶養者の認定を受けようとする者が新たに生じたときは、被保険者はその日から5日以内に前項に準じ被扶養者異動届に書類を添え、事業主を経由して組合に届出なければならない。
3. 既に被扶養者の認定を受けている者が就職(その他収入増含む)、婚姻、離婚、死亡、卒業等で被扶養者資格要件を満たさなくなったときは、被保険者は直ちにその事実が発生した日を被扶養者異動届に記入し、その日から5日以内に事業主を経由して組合に届出なければならない。また、届出を怠ったために生じた異動後の給付は、被保険者が負担しなければならない。
4. 被保険者が事実と相違した申請をなし、被扶養者の認定を受けたことが判明したときは、認定の時点に遡って被扶養者資格を取り消し、当該期間にわたって発生した医療費の全額及びその他給付金を過去に遡及し返還しなくてはならない。

(扶養に関する事実の立証義務)

第6条 被扶養者の認定を受ける場合、被保険者は認定を受けようとする家族が被扶養者の要件に該当することを、文書をもって立証しなければならない。

- (1) 被保険者との親族関係
- (2) 生計維持関係(認定対象者の収入状況を含む)
- (3) 法第3条7項二～四該当者については同一の世帯に属する旨
2. 19歳以上60歳未満の通常就業年齢にある者については、第1項に加え、就業ができない事情、または、就業していない事実を立証しなければならない。
 - (1) 学生の場合－在学証明書または学生証の写
 - (2) 病気の場合－医師の診断書または証明書
 - (3) 身体障害の場合－身体障害者手帳の写或いは医師の診断書または証明書
 - (4) 無職の場合－市区町村長の所得証明書(課税非課税証明書)
3. 被保険者は、原則として認定対象者が被保険者と別居状態にある場合には、送金または生計費支弁の事実について書類をもって立証しなければならない。

(認定効力の発生時期)

第7条 被扶養者資格を認定した場合の効力の発生時期は次のいずれかによるものとする。

- (1) 被保険者資格取得後被扶養者資格が生じた日以後5日以内に所定の被扶養者届および添付書類を組合に提出した時は原則として被保険者資格取得の日、または被扶養者資格の生じた日とする。

- (2) 被保険者資格取得後または被扶養者資格が生じた日以後6日以上経過して所定の被扶養者届及び添付書類を組合に提出した時は、原則として被扶養者届を組合が受付けた日とする。但し、届出が遅れた場合でも、組合業務に支障がなく、被保険者がやむをえない理由で提出が遅れたことを証明するための資料を提出することによって、被保険者資格取得の日、または被扶養者資格が生じた日とすることができる。
- (3) 組合が求めている書類の提出、提示に時間がかかり、資格付与の日を被保険者資格取得の日または組合受付日とすることが適当でないと判断したときは、原則として全ての書類が組合に提出された日とする。
2. 被保険者資格取得後、新たに認定対象者が生じたときの扱いは、前項の「被保険者資格取得」を「認定対象者資格発生」と読み換えて準用する。
 3. 被扶養者資格の再審査を受け、資格を有すると組合が判断したときの資格の効力は引き続き継続するものとする。
 4. 出生はその事実の発生した日(出生年月日)とする。

(資格喪失の時期)

第8条 組合が被扶養者資格を喪失させる日は、原則として被扶養者資格を有しなくなった日の翌日とする。

(認定後の資格調査)

- 第9条 組合は、被扶養者の認定を厳正かつ公平に行なうため、被扶養者認定後であっても必要であれば定期的、または臨時に被保険者に対して扶養事実の確認のための調査を行なうものとし、必要書類の提出もしくは提示を求め、または、その他の方法により事実を確認することができる。
2. 扶養事実の確認のために必要な書類は、第2条(被扶養者の範囲)、第3条(被扶養者認定の原則)、第4条(収入の範囲)に記載の条件を満たしているとする事実を証明する書類とし、被扶養者の状況に応じて提出を求める。

(職権による被扶養者資格の失効)

- 第10条 定期または随時の調査の結果、被扶養者資格がないと判定された場合は、被保険者に対しその旨通告し、被扶養者資格が失われたと判定された日を確定できるときはその日に遡って、確定できないときはその事実が判明した日をもって被保険者証を無効とするものとする。
2. 被扶養者となる資格を有しない事実を隠し、または虚偽、その他不正な内容を含む被扶養者届および書類に基づき被扶養者の認定を受けていたことが判明した場合は、該当する年の1月1日に遡って被保険者証を無効とするものとする。
 3. 前二項において、既に保険給付等を受けていた場合、組合は当該期間にわたって発生した医療費の全額及びその他給付金を過去に遡及し被保険者に返還させるものとする。
 4. 調査における認定基準については第2条、第3条、第4条による。

(被扶養者資格審査の自動取下げ)

第11条 組合が被保険者に提出を求めている必要書類を再三の督促にもかかわらず正当な理由なく所定の期日までに提出しないとき、または、その他の方法によって組合が要求する事実確認の回答を拒否したときは、被保険者が認定対象者の被扶養者資格の審査を受ける意思を放棄したものと見なし認定対象者を自動的に審査の対象から外すことができる。

(再審査請求)

第12条 被扶養者の認定に関する組合の決定に不服がある場合、被保険者は認定の対象となることの妥当性を立証できる書類等を追加したうえ、事業主を経由して理事長に再審査の請求をすることができる。

(理事会の招集)

第13条 この被扶養者認定基準および補足に記載のない特別な事例がある場合は、理事長は理事会を招集し、扶養認定の可否を問う事ができる。

附則

(施行期日)

第1条 この基準は、平成26年12月8日から施行する。

附則

(施行期日)

第1条 この基準は、令和7年2月27日から施行する。

附則

(施行期日)

第1条 この基準は、令和7年10月1日から施行する。